

障害者差別解消条例の必要性について

1 条例制定の背景等

(1) 国・社会の動向

- ・ 障害者差別解消法の改正（令和3年5月）
- ・ 東京2020パラリンピックの開催（令和3年8月）

(2) 関係団体意見及び法第17条協議会での議論

- ・ 関係障害者団体への意見照会（7月）
- ・ 法第17条協議会（8月）
 において、条例制定を希望する団体や条例検討等に係る意見あり

2 現状（障害を理由とする差別の解消に係る取組）

(1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

平成28年4月 1日施行

令和 3年5月28日改正（令和6年6月までに施行予定）

法の概要（改正法部分）

不当な差別的取扱い	○ 行政機関：禁止 ○ 事業者：禁止
合理的配慮の提供（※1）	○ 行政機関：義務 ○ 事業者：(改正前)努力義務 → (改正後) <u>義務</u> ※1 障害者から必要とする旨の意思表示があった場合に、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う必要かつ合理的な配慮
差別解消のための支援措置	○ 相談・紛争の防止等のための体制整備 ○ 啓発活動 ○ 障害者差別解消支援地域協議会の組織 ○ <u>相談に対応する人材の育成・確保</u> ○ <u>情報（事例等）の収集、整理、提供</u> （※2） ※2(改正前)国のみの規定 → (改正後)地方公共団体についても規定

(2) 法に基づく県の取組

① 職員対応要領の作成（法第10条）

- ・ 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止に関し職員が適切に対応するため、平成28年3月に差別の具体例等を記載した山口県職員対応要領を作成した。
- ・ 当該職員対応要領については、リーフレットを作成して職員への周知を図るとともに、県ホームページに公表した。

② 相談窓口の整備（法第14条）

障害者差別に関する相談窓口を以下のとおり整備し、市町及び関係団体等に周知した。

【県職員が行った差別事案に関する相談等】

- ・ 各県民相談室及び障害者支援課

【その他の相談等】

- ・ 山口県障害者権利擁護センター（社会福祉士会に委託）

※二次窓口としての設置（一次窓口は各市町が設置する窓口）

③ 障害者差別解消支援地域協議会の設置（法第17条）

地域における障害者差別に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、平成27年7月、「山口県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり推進会議」を設置して協議を行っている。

※構成員：学識経験者1人、障害者団体3人、事業者団体5人、福祉関係団体3人、行政4人 計16人

④ 普及啓発活動（法第15条）

(ア) あいサポート運動による普及啓発

障害のある人がいきいきと活躍できる地域社会（共生社会）の実現を図るため、誰もが障害に対する理解を深め、配慮を実践する「あいサポート運動」を平成27年8月より推進している。

(主な内容)・あいサポーターの養成

実績：令和3年9月末時点 28,049人

- ・ あいサポート企業・団体の認定・公表

実績：令和3年9月末時点 225企業・団体

(イ) その他の普及啓発

○事業者への啓発

平成28年4月、県内の障害福祉サービス事業所等に障害者差別解消法のポイントをまとめたチラシを作成して配布した。

○県民への普及啓発

- ・ 県ホームページ等で法施行及び相談窓口を周知
- ・ 団体が開催する研修や県政出前トーク等へ職員を派遣
- ・ 合理的配慮の取組が深まるよう事例集を県ホームページで公開

3 課題・問題点

(1) 法制度の問題点等

- ・ 法改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことから、今後、差別に関する相談やトラブルの増加が予想される。
- ・ 法は、紛争解決手段について具体的な規定を定めていないため、現状では法令に基づくあっせん・勧告等の調整を行うことができない。

(2) 環境変化に伴う障害者の不便等

コロナ禍において、障害者の中には障害特性等による新たな困りごとや不便が生じている。

4 条例制定の必要性（共生社会の実現に向けた取組の推進）

- ・ 法改正を機に、障害を理由とする差別の解消の取組を一層推進していく必要がある。
- ・ コロナ禍での障害者への配慮が一層求められる状況において、県民運動である「あいサポート運動」等を通じた障害者理解の一層の促進を図る必要がある。
- ・ 東京2020パラリンピックの開催を契機として生じた障害や障害者に対する関心、共生の意識の高まりを持続させる必要がある。
- ・ 法改正により、今後、差別に関する相談の増加や障害者と事業者等とのトラブルの増加が予想されることから、市町との役割分担の下での相談体制の明確化や、紛争解決機関の設置を検討する必要がある。

【参考】全国状況

- ・ 36都道府県で条例を制定済
- ・ 2県（長野、高知）において制定に向け作業中